

埼玉県立病院における同性パートナーへの病状説明、治療同意等の状況について

病院名	対応状況
循環器・呼吸器病センター	<p>【治療や手術に関する説明への対応】</p> <p>パートナーが患者のキーパーソンであると認められる場合、患者本人の同意を得た上で、治療や手術に関する説明をすることとしています。</p> <p>【救急搬送時など本人の意思確認が困難な場合】</p> <p>パートナーが患者のキーパーソンであると認められる場合、患者の病状等に関する情報を伝え、治療や手術に関する同意を実施しています。</p>
がんセンター	<p>【治療や手術に関する説明への対応】</p> <p>パートナーが患者のキーパーソンであると認められる場合、患者本人の同意を得た上で、治療や手術に関する説明をすることとしています。</p> <p>【救急搬送時など本人の意思確認が困難な場合】</p> <p>パートナーが患者のキーパーソンであると認められる場合、患者の病状等に関する情報を伝え、治療や手術に関する同意を実施しています。</p>
小児医療センター	<p>【治療や手術に関する説明や同意への対応】</p> <p>患者は未成年であり、法令上、親権者に対しての説明、同意が必要となります。親権者の同意がある場合、親権者のパートナーなど、親権者では無い方への治療や手術に関する説明をすることとしています。</p>
精神医療センター	<p>【治療に関する説明への対応】</p> <p>パートナーが患者のキーパーソンであると認められる場合、患者本人の同意を得た上で、治療に関する説明をすることとしています。</p> <p>患者が未成年の場合、法令上、親権者に対しての説明、同意が必要となります。</p> <p>【救急搬送時など本人の意思確認が困難な場合】</p> <p>医療保護入院の同意については、法令上、同意を求める対象が限られているため、対応していません。</p>